

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和二年二月二十七日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和二年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 争議行為を行う者

別表に掲げる者

二 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部旭分会の争議行為に対抗する件

三 日時

令和二年三月十七日から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる争議行為を行う場所

五 概要

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為を行う。

別表

会社名	株式会社アサヒ・エコキャリー
代表者氏名	代表取締役 横沢 稔明
所在地	東京都豊島区 西池袋二丁目 三十六番十一 ―一〇〇―号
争議行為を行う場所	株式会社アサヒ・エコキャ リー和光車庫 埼玉県和光 市新倉三―十五―四十一